

凡例
お問い合わせ(申込)先
HP ホームページアドレス
Eメールアドレス

12月3日(火)~9日(月)は「障害者週間」

障害のある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者基本法に基づき、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」としています。この機会に改めて区民の皆さん一人一人が障害について理解を深め、共に支え合う地域での暮らしについて考えてみませんか。

障害のある方のための各種サービス

各種手当や、日常生活または社会参加のために区が実施するサービスについて、主なものを紹介します。なお所得や年齢、障害程度による制限などがありますので、

詳しくはお問い合わせください。
☎・〇印の事業について
障害者福祉課障害者福祉係
☎(3546)5389
FAX(3544)0505

●印の事業について
障害者福祉課相談支援係
☎(3546)6032
FAX(3544)0505
□印の事業について
障害者福祉課給付指導係

☎(3546)5697
FAX(3544)0505
●印の事業について
子育て支援課子育て支援係
☎(3546)5350
FAX(3546)2129

手当

- 心身障害者福祉手当**
65歳未満で身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1級または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 特別障害者手当**
20歳以上で常時特別な介護を必要とし、身体または精神に著しい重度の障害を有する、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 重度心身障害者手当**
65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 児童育成手当(障害手当)**
20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1~3度程度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方
- 児童育成手当(育成手当)**
18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 障害児福祉手当**
20歳未満で常時介護を必要とし、身体または精神に重度の障害を有する、おおむね身体障害者手帳1級、2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 特別児童扶養手当**
20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1~3級、4級の一部、愛の手帳1~3度程度、精神障害または内部障害のある児童)を扶養している方
- 児童扶養手当**
18歳に達した年度の末日までの児童(身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1・2度、3度の一部の障害のある児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者

障害のある方を介護する方が病気などのために一時的に介護できないとき、または障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき、「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に、利用できます。

- 日中一時支援**
「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 日常生活用具購入費の給付**
重度の障害のある方の日常生活を支援するため、特殊寝台や入浴補助用具など各種用具購入費を給付します。
ただし介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目は除きます。
- 住宅設備改善費の給付**
身体障害のある方や難病患者などが、自宅の浴室・玄関・トイレなど設備を改善する費用の全部または一部を助成します。
なお歩行ができない身体障害のある方のための「屋内移動設備」「階段昇降機」の設置も含まれます。
ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。必ず事前にご相談ください。
- 重症心身障害者(児)在宅レスパイト事業**
日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者(児)の居宅に訪問看護師を派遣して、一定時間医療的ケアなどを行います。
- 家具類転倒防止器具の取付**
肢体の障害が身体障害者手帳1~4級、視覚障害1~6級、愛の手帳1~3度および精神障害者保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具類転倒防止器具を設置します。ただし、65歳以上の方は「中央区家具類転倒防止器具取付事業(高齢者)」の対象となる場合があります。
- 緊急通報システム**
18歳以上で、1人暮らしなどの身体障害者手帳1・2級の方や難病患者に対して、生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。
聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 在宅重度障害者介護者慰労**
特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行

券のうち希望するもの(組み合わせも可)を給付します(30,000円相当)。

- 重度脳性麻痺者介護**
20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。
- 紙おむつ等の支給**
3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。
入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 訪問入浴サービス**
65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。
- 理美容サービス**
65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)または愛の手帳1度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスを受けられます。
- ふとん乾燥・丸洗いサービス**
65歳未満の重度の障害(身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度もしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級)があり寝たきりの状態で、家族などによる布団の乾燥が困難な方は、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)のサービスが受けられます。
- 個別移動支援**
知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際の支援を行います。なお、視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 自動車運転教習費の助成**
運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1~3級(内部機能障害は1~4級、下肢・体幹機能障害は1~5級で歩行が困難な方)または愛の手帳1~4度の方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 自動車改造費の助成**
身体障害者手帳1・2級程度の

上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車の改造を行う場合に、経費の一部を助成します。

- 福祉タクシー利用券等の給付**
下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1~3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1~6級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間10,000~40,000円相当の障害者福祉タクシー利用券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。
ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などが対象となります。
- リフト付ハイヤーの運行**
日常の外出時に車いすを利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車いすや移動寝台車に乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 電話・ファクス料金の助成**
18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また聴覚・音声・言語機能障害1~3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 知的障害者位置情報サービス費用助成**
外出時に道に迷う恐れのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)または既にお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 手話通訳者等派遣**
聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者が窓口でお手伝いしています**
閉庁日を除いた毎週金曜日の午前10時~正午、午後1時~3時にご利用いただけます。区役所1階まごころステーションでお申し込みください。
- 障害者就労支援センター**
障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが就労や生活に関する相談や支援を行っています。

日常生活のサービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)**
自宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- 短期入所**